

(別紙)

### 食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）食品表示基準別表第19に定めるもの</p> <p>①（略）</p> <p>② 食肉製品</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 食肉販売施設が飲食店営業の許可を得て調理する自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充填した後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく、直接消費者に販売するものに限る。）であって、容器包装に入れて販売する場合は、次の事項によること。</p> <p>（ア）名称は、「自家製ソーセージ」とすること。</p> <p>（イ）・（ウ）（略）</p> <p>キ 原料肉名について</p> <p>（ア）～（オ）（略）</p> <p><u>（カ）（ア）から（オ）までに関わらず、食品表示基準別表第4において、別途原材料名の表示方法が規定されている食肉製品については、これらの規定に従い表示すること。</u></p> <p>③～⑫（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>（生鮮食品）</p> <p>1 義務表示事項</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p>（14）食品表示基準別表第19に定めるもの</p> <p>①（略）</p> <p>② 食肉製品</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 食肉販売施設が飲食店営業の許可を得て調理する自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充填した後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく、直接消費者に販売するものに限る。）であって、容器包装に入れて販売する場合は、次の事項によること。</p> <p>（ア）名称は、「自家製ソーセージ」<u>又は「ウインナーソーセージ」</u>とすること。</p> <p>（イ）・（ウ）（略）</p> <p>キ 原料肉名について</p> <p>（ア）～（オ）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③～⑫（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>（生鮮食品）</p> <p>1 義務表示事項</p>

(1)～(4) (略)

(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの

- ① あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項  
別添 添加物1-6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを、容器包装に入れないで消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう食品関連事業者に指導すること。

②～⑥ (略)

2 (略)

3 表示の方式

(1)・(2) (略)

- (3) 上記1の(5)①の表示  
以下のいずれかの方法により表示すること。

①～③ (略)

4 (略)

(添加物)・(附則) (略)

別添 添加物1-1  
簡略名又は類別名一覧表

物質名	簡略名又は類別名
(略)	(略)
プロピオン酸ナトリウム	プロピオン酸Na
<u>プロピコナゾール</u>	<u>トリアゾール</u>
プロピレングリコール脂肪酸エステル	プロピレングリコールエステル
(略)	(略)

別添 添加物1-2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの

- ① あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項  
フルジオキシニル及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを、いわゆるばら売り等によって消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう食品関連事業者に指導すること。

②～⑥ (略)

2 (略)

3 表示の方式

(1)・(2) (略)

- (3) 別添 添加物1-6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示について  
ばら売り等により販売される別添 添加物1-6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を規格基準の第2添加物の部F使用基準に従い使用した食品の表示については、以下のいずれかの方法により表示すること。

①～③ (略)

4 (略)

(添加物)・(附則) (略)

別添 添加物1-1  
簡略名又は類別名一覧表

物質名	簡略名又は類別名
(略)	(略)
プロピオン酸ナトリウム	プロピオン酸Na
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
プロピレングリコール脂肪酸エステル	プロピレングリコールエステル
(略)	(略)

別添 添加物1-2 (略)

別添 添加物 1-3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

(略)	(略)	(略)
8	防かび剤又は防ばい剤	アゾキシストロビン イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル ピリメタニル フルジオキシソニル <u>プロピコナゾール</u>
(略)	(略)	(略)

別添 添加物 1-4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1~6 (略)

7 香料

(1)・(2) (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合  
(略)

オクタナール

オクタン酸

オクタン酸エチル

(略)

8~14 (略)

別添 添加物 1-5 (略)

別添 添加物 1-6

ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1 防かび剤又は防ばい剤

- ・アゾキシストロビン
- ・イマザリル

別添 添加物 1-3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

(略)	(略)	(略)
8	防かび剤又は防ばい剤	アゾキシストロビン イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル ピリメタニル フルジオキシソニル <u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

別添 添加物 1-4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1~6 (略)

7 香料

(1)・(2) (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合  
(略)

オクタナール

(新設)

オクタン酸エチル

(略)

8~14 (略)

別添 添加物 1-5 (略)

別添 添加物 1-6

ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1 防かび剤又は防ばい剤

- ・アゾキシストロビン
- ・イマザリル

- ・オルトフェニルフェノール
- ・オルトフェニルフェノールナトリウム
- ・チアベンダゾール
- ・ジフェニル
- ・ピリメタニル
- ・フルジオキシソニル
- ・プロピコナゾール

2 (略)

別添 添加物 2-1 (略)

別添 添加物 2-2

天然香料基原物質リスト

基原物質名	別名	備考
(略)	(略)	(略)
シナモン	<u>シナモン</u>	Cinnamon
(略)	(略)	(略)

別添 添加物 2-3 (略)

別添 栄養成分等の分析方法等～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

- ・オルトフェニルフェノール
- ・オルトフェニルフェノールナトリウム
- ・チアベンダゾール
- ・ジフェニル
- ・ピリメタニル
- ・フルジオキシソニル
- ・(新設)

2 (略)

別添 添加物 2-1 (略)

別添 添加物 2-2

天然香料基原物質リスト

基原物質名	別名	備考
(略)	(略)	(略)
シナモン	<u>(新設)</u>	Cinnamon
(略)	(略)	(略)

別添 添加物 2-3 (略)

別添 栄養成分等の分析方法等～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)